

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の改正案に関する意見の募集について

平成 20 年 11 月 19 日
国土交通省住宅局住宅生産課
建築指導課

国土交通省では、平成 20 年 5 月 30 日に公布されたエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律に伴い、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の改正案を作成致しました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様から、御意見を募集いたします。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の改正案に関する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分 :)